

令和2年度大和郡山市建設工事等競争入札参加登録業者審査申請要領（建設工事）市外本店業者

大和郡山市が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする者は、次のとおり関係書類を提出してください。

なお、有資格者決定後に作成される名簿は、市長部局をはじめとして、教育委員会、上下水道部および公社等の発注する建設工事の競争入札に使用されます。

受 付 対 象 者	1. 地方自治法施行令第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者
	2. 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けている者
	3. 申請日において審査基準日が1年7ヶ月以内の経営事項審査を受けている者 ※申請手続中の場合は、その旨を確認できる書類を提出することにより仮受付とします。ただし、令和2年3月13日までに「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを追加提出すること（持参に限ります）。期限までに提出ないときは不受理とします。
	4. 建設業法第3条第1項に規定する「本店」を大和郡山市外に置く者 （追加申請にあたるため、平成31年2月に登録業者審査申請をしていない者に限ります。） ※本店を大和郡山市内に移転された場合は、市内本店業者として申請を行う必要があります。
	5. 消費税及び地方消費税に未納がない者
	6. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入でない者（法令の規定により適用除外とされている者を除く）
	7. 下記の暴力団等排除措置要件に該当しない者 ① 当該者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であるとき。 ② 暴力団又は暴力団員が当該者の経営に実質的に関与しているとき。 ③ 当該者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているとき（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む。）。 ④ 当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。 ⑤ ③又は④に掲げる場合のほか、当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
有効期間	令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで （追加申請になりますので有効期間は1年間のみです。）
受付期間	令和2年1月27日（月）から令和2年2月14日（金）まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く 受付時間 ・午前9時～正午 ・午後1時～午後5時 （時間厳守）
受付場所	大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市役所3階（307窓口） 都市建設部入札検査課 TEL 0743-53-1151（内線623）又は0743-53-1634（直通）
提出方法	持参に限ります。 （提出書類について説明できる方が持参してください。郵送等の持参以外の方法によるものは受付できません）
提出部数	1部 …… 提出書類を 番号順 に綴じ、紙ファイル（A4版）に綴じて提出してください。 ※表紙、背表紙に商号又は名称を記入してください ※紙ファイルの色の指定はありません なお、提出書類の記載事項や添付書類等に不備がある場合は受付できません。全ての書類を返却し、改めて提出していただきます。また、 指定された様式以外で提出された場合も受付できません。

<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。 2. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値(P)が記載された建設工事の種類が登録業種となります。なお、原則として登録有効期間内での登録業種の追加及び変更はできません。 3. 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、都市建設部入札検査課に変更届を提出してください。変更届の様式および必要書類については大和郡山市のホームページ(トップ>市政>入札・契約>入札・契約に関して>入札参加登録業者申請書(建設工事・コンサルタント業務等)の変更届)からダウンロードしてください。 4. 時期を問わず「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の最新版が届き次第、必ずその写しを提出すること。また、建設業の許可を更新した場合も同様に、その写しを提出すること。なお、手続きの関係上、有効期間内に提出できない場合は、更新手続中であることが確認できる書類の写しを先に提出すること。(※郵送可) 5. 新規申請者は、原則として令和2年度の入札に参加できません。 6. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき国税庁が法人に対して指定した法人番号(13桁)の審査申請書への記載と、その法人番号が確認できる書類の提出が必要です。※個人事業者は、記載及び提出の必要はありません。 7. 社会保険等の加入要件を満たしていることが必要です。詳しくは、別紙「建設工事における社会保険等の加入確認の実施について」をご覧ください。
<p>電子入札の運用について</p>	<p>大和郡山市及び大和郡山市上下水道部が一般競争入札の公示又は指名競争入札の通知を行う建設工事及び建設工事に伴う委託業務(植栽等維持管理業務を含む。)の入札については、「電子入札コアシステム」を利用した電子入札方式で行います。</p> <p>大和郡山市に新たに利用者登録をする場合は、利用者登録に必要な情報の交付を受ける必要がありますので、『大和郡山市電子入札システム用登録番号等(再)交付申請書』と切手を貼った「返信用封筒」を入札検査課まで郵送又は持参してください。</p> <p style="text-align: center;">『大和郡山市電子入札システム用登録番号等(再)交付申請書』 (Word様式) (PDF様式)</p> <p style="text-align: center;">(電子入札についてはこちら)</p>

提出書類	
1	競争入札参加登録業者審査申請書（建設工事） ※様式第1号（第5条関係）
2	誓約書 ※別紙①
3	委任状（営業所等に権限を委任する場合） ※大和郡山市様式2
4	使用印鑑届（入札・契約等に使用する印鑑） ※大和郡山市様式3
5	印鑑証明書（証明日が申請日において3ヶ月以内のもの） （写し可）
6	建設業許可証明書もしくは建設業の許可について（通知）の写し（更新手続中の場合は、その旨確認できるもの）
7	許可業種一覧表 ※大和郡山市様式4
8	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し （許可行政庁の公印を押したもの。審査基準日が申請日において1年7ヶ月以内のものうち最新のもの。申請手続中の場合は、申請要領の受付対象者欄の3を参照）
9	技術職員名簿の写し（上記提出書類8の経営事項審査申請書類）
10	工事経歴書の写し（直近2年分。上記提出書類8の経営事項審査申請書類）
11	登記事項証明書の写し（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書） （法人のみ。証明日が申請日において3ヶ月以内のもの）
12	法人番号が確認できる書類 （法人のみ。） ※国税庁法人番号公表サイトの法人情報画面（法人の最新情報と変更履歴情報が表示されている画面）を印刷したもの。商号及び住所の変更がない場合は法人番号指定通知書の写しでも可。 （国税庁法人番号公表サイト）
13	社会保険等の加入要件を満たしていることが確認できる書類 （上記提出書類8の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で確認できる場合は提出不要。） 詳しくは、別紙「建設工事における社会保険等の加入確認の実施について」をご覧ください。
14	納税証明書（証明日が申請日において3ヶ月以内のもの） ① 消費税及び地方消費税 （未納税額のない証明。法人は、その3又は、その3の3） （未納税額のない証明。個人は、その3又は、その3の2） ※免税業者であっても必ず提出すること。所轄税務署にて発行。 納税証明書交付請求書及び委任状は、国税庁ホームページからダウンロードできます。 （国税庁のホームページ）